渋川市こどもの進学応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱(平成28年4月1日付け雇児発0401第31号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づくこどもの生活・学習支援事業として、進学に伴う大学等受験料又は模擬試験受験料(以下「受験料等」という。)を支払ったひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者並びに低所得子育て世帯の親(以下「ひとり親家庭の親等」という。)に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 児童 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第3項に規定する児 童をいう。
  - (2) 大学等 学校教育法第1条に規定する大学(短期大学を含む。) 及び高等専門学校(第4学年に限る。)並びに同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第3項に規定する専門課程に限る。)をいう。
  - (3) 高等学校等 学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第8号において同じ。)及び高等専門学校(第1学年に限る。)をいう。
  - (4) 大学等受験料 児童が大学等を受験する場合において支払う受験 料をいう。
  - (5) 模擬試験受験料 児童が大学等及び高等学校等への進学のための 受験に向けて模擬試験を受験する場合において支払う受験料をいう。
  - (6) ひとり親家庭の親 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年 法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第 2項に規定する配偶者のない男子であって、現に児童を養育しているも のをいう。
  - (7) 養育者家庭の養育者 児童扶養手当法 (昭和36年法律第238

- 号) 第4条第1項第3号に定める養育者(父母がいない場合であって、 当該父母以外のものが児童を養育するときに限る。)をいう。
- (8) 低所得子育て世帯の親 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 現に経済的に困窮し、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を利用している者であって、中学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校をいう。イにおいて同じ。)又は高等学校に在籍する児童を現に養育しているもの
- イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する 被保護者であって、中学校又は高等学校に在籍する児童を現に養育し ているもの

## (補助対象者)

- 第3条 補助の対象となる者は、受験料等を支払った者で次に掲げる条件を 満たす者とする。
  - (1) 渋川市子どもの学習支援事業を利用等している児童を現に扶養しているひとり親家庭の親等であること。
  - (2) 次のア又はイに掲げる者の区分に応じ当該ア又はイに定める要件 に該当する者であること。
    - ア ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者 前号の児童と同一の世帯に属する者全でについて、本補助金の申請をする日の属する年度(4月から5月までの間に申請する場合にあっては前年度)分の所得が児童扶養手当法第4条第1項に規定する児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給を受けている者の支給要件と同様の所得水準(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定の適用を受けない場合に係るものに限る。)であること。
    - イ 低所得子育て世帯の親 前号の児童と同一の世帯に属する者(民法(明治29年法律第89条)第877条第1項に定める扶養義務者で当該支給対象者と生計を同じくするものを含む。)全てについて、本補助金の申請をする日の属する年度(4月から5月までの間に申請する場合にあっては前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号

- )の規定による市町村民税均等割(同法の規定による特別区民税を含む。以下イにおいて同じ。)が課されていないこと(市町村又は特別区の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割が免除された場合を含み、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合を除く。)。
- (3) 渋川市暴力団排除条例(平成24年渋川市条例第30号)第2条 第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 当該年度に渋川市こどもの進学応援事業補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 補助金の交付を受けようとする対象費用の支払について、他の補助金等の交付の決定を受けていないこと。

(補助対象経費等)

- 第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率 及び補助基準額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費に成績通 知手数料及び振込手数料を含まない。
- 2 補助金の額は、補助対象経費の区分ごとに実支出額と補助基準額とを比較し、いずれか少ない方の額の合計とする。

附則

この要綱は令和6年9月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

## 別表(第4条関係)

補助対象経費	補助率	補助基準額
大学等受験料	10分の10	63,000円
大学等への進学のための模擬試験	10分の10	8,000円
受験料		
高等学校等への進学のための模擬	10分の10	6,000円
試験受験料		